

第20回 原子力委員会定例会議議事録

1. 日 時 1995年6月20日(火) 10:30～

2. 場 所 委員会会議室

3. 議 題

- (1) 東京電力株式会社福島第二原子力発電所の原子炉の設置変更(1号及び2号原子炉施設の変更)について(答申)
- (2) 関西電力株式会社美浜発電所の原子炉の設置変更(1号、2号及び3号原子炉施設の変更)について(答申)
- (3) 関西電力株式会社高浜発電所の原子炉の設置変更(1号及び2号原子炉施設の変更)について(答申)

4. 審議事項

(1) 議事録の確認

第19回原子力委員会定例会議議事録(案)が了承された。

(2) 東京電力株式会社福島第二原子力発電所の原子炉の設置変更(1号及び2号原子炉施設の変更)について(答申)

平成7年1月5日付6資庁第7311号をもって諮問のあった標記の件に関する核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第26条第4項において準用する同法第24条第1項第1号、第2号及び第3号(経理的基礎に係わる部分に限る。)に規定する基準の適用については妥当なものと認め、通商産業大臣あて答申することとした。

注) 本件は、取替燃料の一部として9x9少数体装荷燃料(A型)を1号及び2号炉それぞれに最大4体ずつ装荷し、9x9少数体装荷燃料(B型)を1号及び2号炉それぞれに最大4体ずつ装荷するものである。

(3) 関西電力株式会社美浜発電所の原子炉の設置変更(1号、2号及び3号原子炉施設の変更)について(答申)

平成7年3月20日付け6資庁第12145号をもって諮問のあった標記の件に関する核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第26条第4項において準用する同法第24条第1項第1号、第2号及び第3号(経理的基礎に係わる部分に限る。)に規定する基準の適用については妥当なものと認め、通商産業大臣あて答申することとした。

注) 本件は、3号炉出力分布調節用制御棒クラスタ駆動装置の撤去、

1号炉及び2号炉廃液蒸発装置の変更、洗浄排水処理装置の設置、
雑固体処理設備の設置、廃樹脂処理装置の設置ならびに1号炉及び
3号炉共用蒸気発生器保管庫の保管対象物の変更を行うものである。

(4) 関西電力株式会社高浜発電所の原子炉の設置変更（1号及び2号原子炉
施設の変更）について（答申）

平成7年3月20日付け6資庁第12144号（平成7年4月25日付
け6資庁第12144号をもって一部補正）をもって諮問のあった標記の
件に関する核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第26
条第4項において準用する同法第24条第1項第1号、第2号及び第3号
（経理的基礎に係わる部分に限る。）に規定する基準の適用については妥
当なものと認め、通商産業大臣あて答申することとした。

注）本件は、1号炉及び2号炉出力分布調節用制御棒クラスタ駆動装
置の撤去、1号炉及び2号炉廃液蒸発装置の変更、廃樹脂処理装置
の設置ならびに1号炉及び2号炉蒸気発生器保管庫の変更を行うも
のである。